

平成 31 (2019) 年度
教育行政執行方針

豊浦町教育委員会

I はじめに

平成 31 年豊浦町議会定例会 3 月会議の開会にあたり、平成 31 (2019) 年度教育委員会所管行政執行に関する基本姿勢、重点施策について申し上げます。

高度情報化による新たな生活環境の到来やグローバル化が一層進展する社会においては、多様な事象が複雑さを増し、変化の先行きを見通すことが困難な時代を迎えています。

さらに、第 6 次町総合計画でも示されている通り、地方創生が求められている中、地域が抱える課題を町民が主体的に解決していく取組を進めていく必要があります、地域コミュニティの活性化が求められています。

教育委員会は、各世代における充実した学習活動を進めながら、本町の未来を託す児童生徒の健全育成を図るとともに、生涯にわたって生きがいをもった活躍ができるよう学習環境の整備を図ってまいります。

II 教育行政に望む基本姿勢

このような認識の下、豊浦町教育振興基本計画および学校教育、社会教育双方の教育推進計画に基づき、さらに、総合教育会議において町長との十分な意思疎通を図りながら、以下の基本姿勢で教育行政を執行してまいります。

1 学校教育

学校教育にかかわる基本姿勢は、次の 2 点でございます。

○「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学

校と保護者、地域が共有し、「社会に開かれた教育課程」を実現し、地域とともにある学校づくりを推進する。

○子どもが積極的に学ぶ教育環境を創造し、「自らの力で未来を切り拓いていく力を身につける学校教育」を創造する。

2 社会教育

次に、社会教育にかかわる基本姿勢は、次の2点でございます。

○町民同士がつながり、主体的な学習活動を通して豊かな人生を送り、将来のまちの姿の実現に向け生涯学習が充実するよう、社会教育事業を展開する。

○文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、ライフステージに応じた日常的な健康づくりが促進されるよう、スポーツ・レクリエーション事業を推進する。

Ⅲ 重点施策の展開

平成31(2019)年度において重点的に取り組む施策について申し上げます。

1 生きる力を育む学校教育の推進

第1は、生きる力を育む学校教育の推進です。

(1) 確かな学びの実現のための学習指導

一点目は、「確かな学びの実現のための学習指導」です。

学校教育には、児童生徒が将来にわたって主体的・創造的に生き、人と関わり、社会の担い手となっていくために必要な確かな学力の定着が求められています。

このため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るとともに、すべての子供に学習規律が身につくように指導の徹底を図ります。併せて、望ましい学習習慣の定着を図る指導を家庭と連携して取り組みます。

教育委員会といたしましては、児童生徒の学ぶ環境の整備のため、学習支援員を計画的に配置するとともに、平成 31(2019)年度以降の小学校における英語科と外国語活動の指導の充実を図るため、外国語指導助手(ALT)に加え、学習支援員(英語)を配置し、中学校への円滑な接続を図ります。

(2) 特別支援教育の充実

次に、「特別支援教育の充実」についてです。

特別支援教育には、児童生徒の自立や社会参加に向け、特別な支援を必要とする子供たちに切れ目のない一貫した指導が求められています。

このため、各学校においては、校長のリーダーシップの下、校内特別支援委員会を通して、「いつまでに、誰が、何をどのように」を明らかにし、児童一人一人の教育的ニーズの把握と組織的で具体的な支援を続けます。併せて、今日的な課題に即した研修を充実させ、教員一人一人の専門性の向上を図るとともに、学校としての組織力を高めます。

教育委員会といたしましては、特別支援教育支援員、介護員の配置を継続するとともに、「豊浦町教育支援委員会」において、学校間の情報共有を図りながら、適切な教育や就学指導に努めてまいります。

(3)いじめ・不登校対応

次に、「いじめ・不登校対応」です。

いじめ対応については、学校と家庭が連携し、「いじめは人間として絶対に許されない。しない、させない。」の信念のもと、未然防止と早期発見、そして、早期対応が必要です。

このため、各学校においては、「いじめ防止基本方針」に沿った取り組みや人権教室の開催、いじめ実態調査の実施など、豊かな人権感覚の育成に引き続き努めてまいります。併せて、道徳科の目標実現に向けた授業改善を図るとともに、支持的風土の醸成を図る指導を推進します。

また、不登校児童生徒の対応については、スクールカウンセラーによる教育相談を充実させるとともに、引き続き保護者との連携を図り、解決に努めてまいります。

(4)教育環境の整備

次に、「教育環境の整備」についてです。

児童生徒の安全安心の確保のための学校施設の計画的な整備とともに、教育の質を高めるための教育環境整備が必要です。

このため、児童・生徒用及び教師用のパソコンとサーバーの更新、実物投影機の全学級整備、指導者用デジタル教科書の計画的導入を進めます。併せて、タブレット端末の2020年度の導入に向け、電子黒板、無線LAN環境の設置に関する調査・研究を行います。

また、教職員がベストコンディションで児童生徒と向き合い、教育の質を今以上に高めていくため、校務改善のための「北海道公立学校校務支援システム」および「栄養管理献立システム」を導入し、教頭

及び教員が、本来担うべき業務に専念できる環境の整備を推進します。

(5) 地域と共に作り上げる教育活動

次に「地域と共に作り上げる教育活動」についてです。

児童生徒が様々な人と関わり、たくましく成長していくためには、学校や家庭、地域社会が一体となり教育力を発揮することが大切です。

このため、学校で進める「ふるさと教育」「福祉教育」「地場産業の体験学習」「キャリア教育」等においては、地域の人材や教材を積極的に取り入れた活動を推進するとともに、中学校においては、「非核・平和の町」として広島市への修学旅行を中核とした平和教育をより一層推進してまいります。

教育委員会といたしましては、社会教育からのアプローチを積極的に進めるとともに、地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティースクール(学校運営協議会制度を導入した学校)の活動を通して、学校と地域が目指す子ども像を共有し、豊かな教育環境づくりを進めます。

(6) 小中連携・小小連携の推進

次に「小中連携・小小連携の推進」についてです。

義務教育 9 年間で身に付けるべき資質・能力を着実に定着させるためには、小中学校間の接続を意識し、連続性のある教育の充実が必要です。

このため、本町においては、平成 22 年度から「小中連携・一貫教育」の研究を推進し、9 年間を見据えたカリキュラムの編成や生徒指

導の一体化を図ってまいりました。平成 31(2019)年度においては、これまでの小中連携の在り方について、その研究成果を広く公開し、さらなる充実を目指すため、「豊浦町小中連携教育研究大会」を開催する予定です。

また、本町においては、2校が小規模校であることから、町内の小学校 3校が一体となった活動や授業を計画的に推進し、中一ギャップの解消を図るほか、「主体的・対話的で深い学び」の実現を進めてまいります。

(7) 健やかな体の育成

次に「健やかな体の育成」についてです。

生涯にわたって健康を保持・増進するためには、「日常的な運動習慣」「規則正しい生活習慣」「正しい食習慣」を定着させることが必要です。

このため、学校教育においては、体育の授業改善はもとより、新体力テストの結果分析を行い、課題克服に向けた体力向上プランを作成し、それに基づいた体力づくりの取組を推進します。併せて、北海道教育委員会作成の「生活リズムチェックシート」を活用するなど家庭の協力を得ながら規則正しい生活習慣の定着を図ってまいります。教育委員会といたしましても、社会教育事業として、野外体験活動やスポーツ教室等を企画・実施し、運動習慣の定着を図ってまいります。

また、学校給食センターでは、学校給食を生きた教材として活用し、栄養教諭による食の重要性、食文化、食品の流通及び消費等の指導を進めるとともに、地場食材を活用した給食の提供に努め、本町の基幹産業と食生活の関連性を理解させるなど食育の充実を図ってまいり

ます。

2 社会教育の推進

第2は社会教育の推進です。

(1) 学習機会の提供

はじめに、「学習機会の提供」についてです。

総合戦略施策9に示されている「豊浦町ならではの教育・生涯学習環境の充実」を受け、町民の多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、公民館等の機能を活用しながら幅広い分野から設定した学習機会を設定し、心身ともに健康で文化的な生活を送ることができるよう、世代を超えて学びあう学習環境を整えてまいります。

特に、各遺跡や礼文華山道等の豊浦町の特色、文化を題材とした公民館講座を展開してまいります。

(2) 伝統文化の継承と活用

次に「伝統文化の継承と活用」についてです。

本町の歴史的・文化的資源である礼文華遺跡、小幌洞穴遺跡等の発掘・保護を北海道大学と連携しながら進めてまいります。その活動については、町民の学習機会として広く周知するとともに、小中学校におけるふるさと学習の題材としても活用を図ってまいります。

また、次代を担う子どもたちに、ふるさと豊浦への愛着をさらに育むため、本町の歴史的資料やアイヌ文化資料を授業や学校行事の中で有効に活用してまいります。

(3) コミュニティスポーツの振興

次に「コミュニティスポーツの振興」についてです。

子供の体力向上や高齢者の健康づくり、そして、親子の触れ合いや町民の交流が図られるようスポーツ教室の開催や指導者の育成を図ってまいります。

また、社会体育施設の整備・充実につきましては、利用者の声を聴きながら、より有効・活発に活用していただけますよう努めてまいります。

(4)成人教育の推進

次に「成人教育の推進」についてです。

家庭教育支援については、一人一人の親が家庭を見つめ直し、自信をもって子育てに取り組めるよう、総合保健福祉施設やまびこと連携し「子育て支援講座」、「ブックスタート事業」を定期的で開催してまいります。

また、子ども会活動については、地域での児童生徒の健全育成環境の充実のため、指導者の育成を図り、各育成会が主体的な活動を行えるよう支援し、親子での活動が活発化するよう努めてまいります。

豊浦町 PTA 連合会の活動については、保護者や地域の大人が一体となって充実した教育環境を作り上げていけるよう、活動内容を検証・見直しを図ってまいります。

(5)青少年の健全育成

最後に「青少年の健全育成」についてです。

児童の放課後活動を充実させるため、町内児童生徒の安全安心な活動拠点を設け、スポーツや環境教育、文化活動や地域住民との交流プログラムを展開し、地域社会の中で心豊かに健やかに育まれる環境づくりを進めます。

特に、放課後子供教室については、年々登録児童数が増加していることから、指導者を増員し確実な事業運営と内容の充実を図るとともに、防災キャンプやスポーツ教室など関係機関と連携した事業を推進します。

また、PTA や子ども会、スポーツ少年団などの活動と連携を図りながら心身ともに健康で、心豊かな青少年の育成を進めてまいります。

以上、学校教育、社会教育双方の平成 31(2019)年度、重点的に取り組む施策について、説明させていただきました。

IV おわりに

豊浦町が、人口減少等の課題を乗り越え持続可能なまちづくりを進め、地方創生を実現するため、教育には、次代を担う人材育成と生き生きと学び続けることができる学習環境の整備・充実が求められています。

教育委員会といたしましては、本町の未来を託す児童生徒が、郷土に誇りをもち、先行き不透明な時代において自ら考え主体的に行動できるよう、学校・家庭・地域が一枚岩となった教育の充実に取り組んでまいります。また、町民一人一人に豊かな人生を送っていただけるよう、生涯学習社会の実現に向けて努めてまいります。

町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成 31(2019)年度教育行政執行方針といたします。